

名古屋市告示第17号

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例に基づく形
質変更時届出管理区域の指定について

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例（平成15年名古屋市条例第15号）第58条の8第1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域を指定します。

令和 8年 1月21日

名古屋市長 広 沢 一 郎

1 指定する区域

名古屋市東区泉二丁目 707番及び 708番の一部

2 土壤含有量基準に適合していない特定有害物質の種類
鉛及びその化合物

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課